⑺　市場事業・と畜場事業

市場事業・と畜場事業については、中央卸売市場及び地方卸売市場、と畜場の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

⑻　地域開発事業

地域開発事業については、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、内陸工業用地等造成事業又は住宅用地造成事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

⑼　下水道事業

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

⑽　観光その他事業

観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

⑾　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑿　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

㈢　臨時財政対策債

臨時財政対策債については、地財法第33条の５の２第１項の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

㈣　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

㈤　補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

㈥　減収補塡債

⑴　減収補塡債

減収補塡債については、地財法第５条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、平成27年度の道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに地方法人特別譲与税の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額、市町村分については、平成27年度の市町村民税法人税割及び利子割交付金の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

⑵　減収補塡債（特例分）

減収補塡債（特例分）については、地財法第33条の５の３の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

㈦　その他

上記以外を対象とするものとする。

２の１　東日本大震災分（復旧・復興事業）

地方債（東日本大震災分（復旧・復興事業））の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、㈠の⑴及び⑶、㈡の⑴から⑶まで、㈣並びに㈤に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業（全国防災対策費に係る事業を除く。）に係るものに限る。）。

㈠　一般会計債

⑴　公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、１の㈠の⑵ア及びイに掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

⑵　災害復旧事業

災害復旧事業については、地方公営企業災害復旧事業を対象とするものとする（ただし、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業（全国防災対策費に係る事業を除く。）及び東日本大震災に係る復旧事業として行う地方単独事業に係るものに限る。）。

⑶　一般単独事業

一般単独事業については、貸付金を対象とするものとする。

㈡　公営企業債

⑴　公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ１の㈡の⑴から⑽までに定める事業を対象とするものとする。

⑵　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合の取扱いについては、１の㈡の⑾に定める取扱いを準用する。

⑶　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑷　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成27年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

㈢　被災施設借換債

被災施設借換債については、旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失した場合に繰上償還しようとする未償還地方債を対象とするものとする。

㈣　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

㈤　補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。